

写

平成29年11月20日

四日市足見川メガソーラー合同会社

代表社員 株式会社ジーヴァエナジー

職務執行者 金田直己様

四日市市長 森智



四日市足見川メガソーラー事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について

平成29年7月14日に提出のあった四日市足見川メガソーラー事業に係る環境影響評価準備書について、四日市市環境保全審議会の答申及び当該事業に対する市民の意見や要望を踏まえた上で、三重県環境影響評価条例第19条第1項に基づき環境保全の見地から意見を述べる。

四日市足見川メガソーラー事業は、四日市足見川メガソーラー合同会社が、太陽光発電による電気事業を実施することを目的として、四日市市山田町、波木町及び小林町地内の95haを事業実施区域とし、そのうち70.62haを改変し、約50MWの太陽光発電設備を設置する事業である。

今回の事業計画は本市の貴重な森林を伐採するものであり、二酸化炭素の吸収源となっている緑と貴重な動物の生息空間を喪失することとなる。

事業の実施により、市内の森林面積の減少は避けられないが、できる限り森林を多く残すとともに、適正な管理を実施することで森林の質を向上させ、事業実施区域内に生息する生物を保全することを強く求める。

また、当該事業実施区域は、サシバの繁殖地である市内でも豊かな自然と貴重な生態系が残る数少ない地域であり、これらを最大限保全することを目標としてミティゲーションを行うとともに、高効率のパネルを用いる等の検討により、事業エリアの縮小についても、最後まで選択肢として残し、検討していただきたい。

自然環境等への影響が非常に大きい本事業については、住民からの不安の声も多くあり、また、事業内容の説明が不十分との声もある。こうしたことを重く受け止め、事業者は、住民等に対し、適切な情報の提供を行うとともに、特に周辺住民には、具体的かつ丁寧に説明を行い、できる限り理解を得るように努めていただきたい。さらに、事業に関する苦情が寄せられた場合は誠意を持って速やかに対応することを要望する。

以上の点を踏まえて、事業者は、環境影響評価書の作成に当たっては、次の点を踏まえ、適切な対応をとっていただきたい。

(個別的事項)

1 大気質

- (1) 事業実施区域は、自動車NO_x・PM法の対策地域に指定されているため、最新の排出ガス基準に適合した車両等を優先的に使用するなどの配慮をすること。また、工事の際は、稼働が集中しないように平準化を図り、アイドリングストップ等を徹底すること。
- (2) オフロード車両についても、最新の排出ガス基準に適合した車両を優先的に使用するように努めること。

2 騒音、振動、低周波音

- (1) 低騒音、低振動型の車両等を使用するとともに、工事車両や重機だけでなく、チエーンソーなどの小型の機械による騒音、振動についても周辺環境への影響を最小限にするように努めること。
- (2) パワーコンディショナー等は低騒音設計等の環境に配慮した機器を選定するとともに、その配置については、設置方向を含め騒音、低周波音及び電磁波による近隣住民への影響を考慮すること。

3 水質、水底の底質、地下水の水質及び水位、地形・地質、地盤、土壤

- (1) 土地の造成により、事業実施区域から発生する流出水（地下水も含む）の水質及び水量が変化すると予測されるため、施工時のみならず、供用時においても年間で回数を決めて、水質・水量・水位等のモニタリングを実施し、結果を公表するように努めること。なお、測定点については、事業実施区域の調整池（工事中の仮沈砂池を含む）からの流出地点及び足見川流域の事業実施区域より下流の地点を検討すること。
- (2) 事業の実施によって事業実施区域の地下水位に与える影響は小さいと評価しているが、足見川の水位に与える影響は評価されていないため、検討を行うとともに、評価書にてその根拠等を明確に示すこと。
- (3) 施設の供用時に除草等を実施する場合は、除草剤等の薬品は使用しないこと。
- (4) 森林を伐採することによって、保水力が減少すると予測されるため、可能な限り保水力が維持されるように配慮すること。

4 陸生動物

- (1) ニホンジネズミ、ヒミズ、カヤネズミなど、絶滅危惧種等に指定されていなくても近郊では減少している種の生息も確認されており、これらの生物は遠くへ移動できないため、事業実施区域内での生息環境について保全措置を検討すること。

- (2) 事業実施区域内で確認されたトノサマガエルやニホンアカガエルは、水田や樹林地の両方に生息する種であり、当該事業における環境影響評価の指標として適した生物と考えられるため、周辺に生息していることから事業実施区域内に生息する個体は無視して開発するのではなく、事業実施区域内でいかに保全措置を行うか検討すること。
- (3) 森林伐採により陸生動物の生息地が減少し、獣害による周辺地域の生活環境や農作物等への影響が懸念されることから、住民意見を真摯に受け止め、被害の防止策を講じること。
- (4) 地表又は地中を徘徊する昆虫や小動物などの生き物の移動経路を確保するため、パネル設置面等を含む事業実施区域内の草地が分断されることのないように連続性を担保すること。

5 陸生植物

- (1) 森林の整備にあたっては、植生の遷移を考慮し、地元研究者や学識経験者と相談の上、緑化に関するロードマップを策定し、樹種の選定を行うとともに、竹林等はできる限り伐採すること。
- (2) 貴重な植物に対する個体移植の保全措置について、その効果に不確実性が残るため、移植後の生育状況について、調査・改善を行い、保全に努めるとともに、当該事業との関連性を検証し、その結果を事後調査報告書に記載すること。
- (3) パネル設置後の地表の緑化は、在来種によること。

6 水生生物

- (1) 絶滅危惧種のホトケドジョウなどに対する個体移植の保全措置について、移植後の生息状況の調査・改善を行い、保全に努めるとともに、当該事業との関連性を検証し、その結果を事後調査報告書に記載すること。
- (2) 個体移植など保全措置を実施する際には、その効果に不確実性が残るため、地元研究者や学識経験者等からの意見を踏まえ、生息環境に十分配慮したものとすること。
- (3) 調整池の整備についても、最新の知見を踏まえ、生物の生息空間となるよう十分な検討を加えること。

7 生態系

- (1) 事業実施区域に営巣が確認されているサシバについて、「サシバの保護の進め方」(環境省)を参考にしつつ、事業実施区域内及びその周辺において、サシバの営巣や繁殖活動が確認された場合は、工事を中止するなどの保全措置に努めることとし、専門家等の意見を聞いて地域の実情に合わせた生態系の保全措置を検討すること。
- (2) 供用後においても、サシバを指標に生態系の保全を行うこと。
- (3) 森林は、生態系を維持する基本であることを踏まえ、残置森林及び造成森林の質の向上に努めること。森林の維持管理にあたっては、人の手を加える部分と自然の遷移に任せせる部分を十分に検討した上で、中長期的な目標及び計画を評価書にて示すこと。
- (4) 太陽光発電施設の周辺には、フェンス等により外部からの動物等の侵入を防ぐ措置を講じることと想定されるが、事業実施区域外との連続性を担保するため、フェンスの配置については、敷地境界ではなく、パネル設置場所と樹林帯との境界付近に設置することを検討し、事業実施区域周辺に生息する動物等が樹林帯を移動できるように配慮すること。
- (5) 特定外来生物が発見された場合は、速やかに駆除等の対応に努めること。
- (6) 植栽等を実施する場合には、外来種の導入は避け、在来種を選定すること。

8 景観

事業の実施にあたっては、周辺住民が知覚する里山の景観が保全されるように配慮すること。

9 廃棄物

- (1) 伐採により発生した木の有効利用について検討すること。
- (2) パネル等の廃棄物が発生した場合は、有効利用を含め、関係法令に基づいて、速やかに適正な処理を行うこと。
- (3) 太陽光発電設備を廃棄処分する際には、有害物質の漏えいが発生しないように対策を講じるとともに、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省)」を参照すること。

10 温室効果ガス等

- (1) 本事業におけるCO₂排出量について、発電によるCO₂削減及び森林伐採に伴う影響を定量的に検討し、評価書にて示すこと。
- (2) 高効率のパネルを設置することにより、可能な限り森林を多く残すように検討すること。

1.1 その他

- (1) 工事車両の走行による一般道への汚れの拡散を防止するため、事業実施区域出口等に足洗い場やタイヤ洗浄機等を設置するなどの対策を講じること。
- (2) 事業の実施により、周辺農地の日照や取水等の条件に変化が生じる可能性があるため、耕作に影響を与えないようにすること。また、その対応については、周辺住民や地元自治会等と調整すること。
- (3) 発電設備の撤去及び処分費用を事業の収益等から計画的に確保しておくこと。
- (4) 施工の際には、太陽光発電設備の設置方法等について、安定性などを十分に考慮し、安全性の高い施工を行うこと。
- (5) 発電設備を廃止した場合は、その跡地について、そのまま放置せず、適切な措置をとるとともに、事業計画期間内に用途が変更となる場合は、あらかじめ関係機関と協議すること。
- (6) 施設供用後は、太陽光発電設備の設置による温度及び反射光等の周辺地域への影響を最も影響が大きくなる季節等を考慮した上で、樹林帯の内外においてモニタリングするとともに、周辺環境への影響が生じた場合には、速やかに対応すること。
- (7) 自然災害、その他の事由により当該事業に被害が生じた場合には、周辺環境への影響を最小限にとどめ、速やかに復旧又は撤去すること。
- (8) 調整池は、三重県の基準に従って設計を行ったとのことであるが、昨今のゲリラ豪雨等を踏まえ、住民の災害等への関心も高いことから、改めて評価書にて、設計根拠や下流への影響について明確に示すこと。
- (9) 自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合に備えて、速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成するなどの措置をとるとともに、周辺住民の不安を払しょくするため、事前に説明を行うように努めること。
- (10) 国の「事業計画策定ガイドライン（資源エネルギー庁）」や三重県の「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を参考するとともに、日常的な目視や定期的な保守点検を適切に実施すること。
- (11) 供用開始後には、市内の環境活動団体等と連携し、地球環境や自然環境の保全等の環境学習に協力すること。